

淡路市夕陽が丘クリーンセンターごみ焼却運転等管理業務の事業者  
選定に係る公募型プロポーザルの募集公告

淡路市夕陽が丘クリーンセンターごみ焼却運転等管理業務の事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年7月10日

淡路市長 門 康 彦

- ・別紙実施要項による。

淡路市夕陽が丘クリーンセンター  
ごみ焼却運転等管理業務  
プロポーザル実施要項

令和6年7月

淡 路 市

## 1 目的

この要項は、本業務を実施する事業者が、業務の対象となる施設の運転管理等に係る専門的な知識や資格を有することが必要となるため、公募型プロポーザル方式により業務遂行能力を審査し、公害の発生防止はもとより、処理能力の維持・向上、機器類の適切な保全等、円滑な業務を行うことができる事業者を選定することを目的とする。

## 2 業務概要

- (1) 名 称 淡路市夕陽が丘クリーンセンターごみ焼却運転等管理業務
- (2) 発注方式 公募型プロポーザル
- (3) 施設名 淡路市夕陽が丘クリーンセンター（可燃性一般廃棄物焼却処理施設）
- (4) 履行場所 淡路市野島常盤1559番地29  
(淡路市夕陽が丘クリーンセンター)
- (5) 施設稼働期間 平成11年2月10日から令和11年3月31日までの期間、稼働予定
- (6) 業務内容 別紙「本業務一般仕様書及び特記仕様書」のとおり
- (7) 契約期間 契約締結日から令和11年3月31日まで  
※ 令和6年度から令和10年度までの債務負担行為による期間で、契約締結日から令和7年3月31日までの間は準備期間とし、同年4月1日から令和11年3月31日までの期間は業務を管理する期間とする。

## 3 業務規模

契約期間における業務費総額

	359,337,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内
令和6年度	0円
令和7年度	89,834,250円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内
令和8年度	89,834,250円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内
令和9年度	89,834,250円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内
令和10年度	89,834,250円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内
※	令和6年度における経費は、準備期間であるため、受託者が負担する。

## 4 参加資格及び条件

- (1) 本業務におけるプロポーザルに参加できる者は、法人格を有し、企画提案書類提出期限の日までに、令和6・7年度淡路市競争入札参加資格者名簿（物品製造・役務提供）に登録があり、大分類「設備等管理」小分類「その他設備等点検・保守」に登録されていること。併せて、本施設と同規模以上の官公庁のごみ焼却施設での2年以上継続した運転管理等の実績があること。なお、共同企業体による参加は認めないものとする。  
※ 「本施設と同規模」とは、ごみ焼却施設当たりの処理能力が80t/日以上施設をいう。
- (2) 本業務の受託候補者決定の日までに淡路市指名停止基準に関する規程（平成17年淡路市訓令第21号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の受託候補者決定の前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 法人税、消費税、地方消費税並びに本市が賦課する税及び本社がある市区町村に納付すべき税の滞納がない者
- (7) 淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者に該当しない者であること。

- (8) 次に掲げる資格を有する者を配置できること。
- ア 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）
  - イ 危険物取扱者
  - ウ 電気工事士（第2種若しくはそれ以上）
  - エ クレーン特別教育修了者
  - オ 第2類酸素欠乏危険作業主任者
  - カ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技術講習修了者
  - キ ダイオキシンの特別教育修了者（廃棄物の処理施設に関する業務に係わる特別教育）
  - ク 安全衛生推進者
  - ケ その他業務の履行上法令で定められた資格
- ※ 上記エ及びキの資格については、全配置者必須

## 5 審査に係るスケジュール

項 目	日 程	備 考
プロポーザル公告	令和6年 7月10日（水）	第1次審査 （書類審査）
参加表明に関する質問提出期限	令和6年 7月19日（金）	
参加表明に関する質問回答期限	令和6年 7月24日（水）	
参加表明書提出期限	令和6年 8月 6日（火）	
書類審査	令和6年 8月下旬	
審査結果通知	令和6年 9月初旬	第2次審査 （ヒアリング審査）
企画提案に関する質問提出期限	令和6年 9月11日（水）	
企画提案に関する質問回答期限	令和6年 9月17日（火）	
企画提案書提出期限	令和6年 9月27日（金）	
選定審査（ヒアリング）	令和6年10月初旬	
審査結果通知	令和6年10月15日（火） 予定	
契約締結	令和6年10月22日（火） 予定	

## 6 募集内容

### (1) 募集方法・資料掲載

公募型プロポーザルの募集公告は、市ホームページ及び市役所掲示板に掲載し募集する。

なお、この要項、本業務一般仕様書及び特記仕様書並びに各種様式は、プロポーザル公告の日から淡路市ホームページに掲載する。

- ① 掲載期間 令和6年7月10日（水）から同年8月6日（火）まで  
 ※ 最終日の午後5時までとする。

#### ② 掲載資料

- ア 淡路市夕陽が丘クリーンセンターごみ焼却運転等管理業務プロポーザル実施要項
- イ 本業務一般仕様書及び特記仕様書
- ウ 本業務提出様式

### (2) 参加表明書の提出方法

- ① 提出期間 令和6年7月10日（水）から同年8月6日（火）まで  
 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで（淡路市の休日を定める条例（平成17年淡路市条例第2号）に規定する休日（以下「市の休日」という。）を除く。）とする。
- ② 提出方法 持参又は郵送（書留等送達過程が記録されるものに限るものとし、提出期間内に必着すること。）

#### ③ 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）及び添付書類
  - ・ 会社概要等のパンフレット及び登記事項証明書を添付すること。

- ・ 税務署等発行の納税証明書の写し
  - ※ 管轄税務署が発行した法人税、消費税、地方消費税並びに本市及び本社がある市区町村に納付すべき税について「未納のないことを証明する書類」の写し
- ・ 過去3年分の決算書（損益計算書等）及び収支計画書
- ・ 賠償責任保険加入の場合、保険証券の写し
- ウ 同種業務実績書（様式3）及び添付書類
  - ・ 過去10年間における本施設と同規模以上の官公庁のごみ焼却施設での2年以上継続した運転業務実績を記載し、実績を証する書類（契約書の写し等）を添付すること。
- エ 関連業務実施体制調書（様式4）及び添付書類
  - ・ 事業実施者（下請等）の過去5年間における本施設と同規模以上の官公庁のごみ焼却施設での業務実績を記載し、実績を証する書類（契約書の写し等）を添付すること。
- オ 業務実施体制調書（様式5）及び添付書類
  - ・ 本業務に有益な資格を有する者については、資格を証するものの写しを添付すること。
  - ・ 実際の業務を想定した2班分を記載すること。
- カ 見積書（様式6）
  - ・ 見積内訳書等の積算根拠をできるだけ詳細に記したものを添付すること。
  - ※ 別添金抜き設計書参照

④ 提出先 （事務局）淡路市総務部管財課（入札担当）

〒656-2292 淡路市生穂新島8番地

TEL 0799-64-2540

⑤ 発注担当課 淡路市市民生活部生活環境課 夕陽が丘クリーンセンター

〒656-1726 淡路市野島常盤1559番地29

TEL 0799-82-3144

(3) 参加表明書に関する質問書の受付・回答

① 提出期間 令和6年7月10日（水）から同年7月19日（金）まで

※ 最終日の午後5時までとする。

② 提出方法 電子メールで提出すること。

③ 提出書類 質問書（様式7）

④ 提出先 （事務局）淡路市総務部管財課（入札担当）

電子メール awaji\_kanzai@city.awaji.lg.jp

⑤ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年7月24日（水）までに市のホームページへ掲載する。なお、質問に対する回答をもって、この要項の補完、追加、修正とする。

(4) 企画提案書の提出書類・提出先

① 提出期間 令和6年9月4日（水）（予定）から同年9月27日（金）まで

※ 午前9時から午後5時まで（市の休日を除く。）とする。

② 提出方法 持参又は郵送（書留等送達過程が記録されるものに限るものとし、提出期間内に必着すること。）

③ 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

- ・ A4版縦様式（左綴じ、文字の大きさは12ポイント以上）に要点を簡潔にまとめ、インデックスを付して、A4ファイルに綴じて提出すること。ただし、A3版による折り込み頁の挿入は可とする。
- ・ 危機管理、事故対応、安全マニュアル等がある場合は添付すること。

イ 提出部数

企画提案書：正本1部、副本10部、電子媒体（CD-ROM等）1部

ウ 企画提案書作成上等の留意事項

- ・ 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は、軽微なものを除き、原則認めない（見積書及び見積内訳書等の修正は不可とする。）。

- ・ 本プロポーザルの参加に要する経費等は、選考結果にかかわらず、全て事業者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- ④ 提出先 (事務局) 淡路市総務部管財課 (入札担当)  
〒656-2292 淡路市生穂新島 8 番地  
TEL 0799-64-2540
- ⑤ 発注担当課 淡路市市民生活部生活環境課 夕陽が丘クリーンセンター  
〒656-1726 淡路市野島常盤 1559 番地 29  
TEL 0799-82-3144

⑥ 参考資料の閲覧等

2次審査参加資格者を対象に参考資料の閲覧（施設等現地確認含む）を認める。

- ア 閲覧期間 令和6年9月4日（水）（予定）から同年9月10日（火）まで  
※ 午前9時から午後5時まで（市の休日を除く。）とする。  
ただし、最終日の9月10日（火）にあつては、午前9時から正午まで

- イ 閲覧場所 淡路市野島常盤 1559 番地 29  
(淡路市夕陽が丘クリーンセンター)

- ウ 閲覧対象資料 夕陽が丘クリーンセンター全体運転取扱説明書他

エ 閲覧・確認にあたっての留意事項

- ・ 閲覧希望の有無及び閲覧日時については、市から2次審査参加資格者に対して個別に確認する。
- ・ 閲覧回数は閲覧期間中、1回限りとする。
- ・ 閲覧の際は、閲覧者の身分を示す社員証その他身分を証明する書類を提示すること。
- ・ 資料の貸出しは行わない。カメラ、ビデオ等の記録媒体を使用する場合は、必ず市の承諾を得ること。
- ・ 閲覧の際は、本業務に係る質問には応じない。
- ・ 閲覧の際は、本施設の担当者の指示に従うこと。

(5) 企画提案書に関する質問書の受付・回答

- ① 提出期間 令和6年9月4日（水）（予定）から同年9月11日（水）まで  
※ 最終日の午後5時までとする。
- ② 提出方法 電子メールで提出すること。
- ③ 提出書類 質問書（様式7）
- ④ 提出先 (事務局) 淡路市総務部管財課 (入札担当)  
電子メール awaji\_kanzai@city.awaji.lg.jp

⑤ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年9月17日（火）までに市のホームページへ掲載する。なお、質問に対する回答をもって、この要項の補完、追加、修正とする。

## 7 審査方法

(1) 審査項目及び評価の視点

① 第1次審査（書類審査：実績、見積等）

審査項目	評価の視点	配点
履行実績等	ごみ焼却施設に係る運転管理業務実績	15
精通度・専門性	業務従事者の資格及び経験	10
見積額	業務費総額に対する見積金額の多寡	5
結 果		30

② 第2次審査（ヒアリング審査：プレゼンテーション 質疑応答）

審査項目	評価項目	評価の視点	配点
経営規模	資本金額等	経営の健全性・安定性及び自立性	10
提案書	業務実施方針	本業務の趣旨、施設稼働期間を充分理解し、簡潔で分かりやすい実施方針を示しているか。 (自由提案)	10
	運転管理業務	焼却運転操作、関連機器の保守、簡易修繕に対し、対応力、技術力が認められ、安全・安定した運転とともに、経済的な提案であるか。	15
	年次点検等業務	施設の能力を充分発揮し、故障等の未然防止に繋がる点検等であるか。	5
	緊急時の対応	火災の発生や重大な機器の故障等に対し、原因の究明、対処方法の提案等、迅速な対応が可能であるか。	15
	労働安全	労働者に対する事故防止対策、労働環境の改善等に対し積極的な提案であるか。	15
合 計			70

(2) 審査及び選定

① プロポーザル候補者選定審議会

有識者、市民又は地域を代表する者、市職員等で構成する選定審議会において審査を実施する。

② 審査

点数化して評価し、価格のみならず企画力、専門性、表現力、実績等の各要素によって総合的に判断し評価を行う。

なお、第1次審査と第2次審査の合計点が6割に満たない者は、失格とする。

③ 第1次審査（書類審査）

参加表明書等の書類にて、上記「(1) 審査項目及び評価の視点」に基づき、その内容を審査し、第2次審査書類（企画提案書等）を提出させる概ね5者程度の受託候補者を選定する。

④ 第1次審査の結果の通知

結果は、審査終了後に書面により事業者へ通知する。ただし、審査結果に関する問合せ又は異議申立ては、一切受け付けない。

※ 参加表明書等の提出者のうち、参加資格等の要件を満たした事業者が5者以下の場合、第2次審査時に第1次審査を同時に行います。その場合は、第1次審査の結果の通知を行わず、各事業者へ第2次審査実施の案内を通知します。

⑤ 第2次審査（ヒアリング審査）

ア 提出された企画提案書の内容及び提案内容についてのプレゼンテーション（20分程度）及び質疑応答（10分程度）を実施し、総合得点の高い順に最優秀候補者と優秀候補者の2者を受託候補者としてそれぞれ選定する。

イ 提案説明は、審査項目の順番に行い、出席者はパソコン等の機材操作者を含む4人以内とする。

ウ スクリーン（サイズ：縦約1.5m、約横2m）及び電源のみを準備するが、パソコン及びプロジェクター等の必要機材は、全て参加資格者で準備すること。

エ 点数が同点の者が複数ある場合は、選定審議会の協議により決定するものとする。

オ 参加資格者が1者であっても選定審議会の審査により決定するものとする。

⑥ 第2次審査の結果の通知等

結果は、書面にて通知するとともに市のホームページで公表する。なお、審査結果に対する問合せ又は異議申立てについては、一切受け付けない。

## 8 提出書類等の取扱い

提出書類の取扱いは、次の各号によるものとする。

- (1) 提出された提案書は、事業選定以外に、提出者に無断で使用することはしない。ただし、プロポーザルにおける選定過程の情報は、全て市政情報であることから、提出書類等は、淡路市情報公開条例（平成17年淡路市条例第15号）の定めるところにより、情報公開請求の対象となる（個人情報等を除く。）。
- (2) 事業候補者の提出書類（提案書を含む。）は、契約締結後に選定結果とともに公表する場合がある。本プロポーザル参加者は、事業候補者となった場合には、提出書類が公表されることを了承の上、本件プロポーザルに応募するものとする。
- (3) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 本プロポーザル関連書類作成のために本市が配布した資料等は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- (5) 提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市において情報公開、議会等への説明に必要がある場合は、提出書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (6) 提出書類は、一切返却しない。
- (7) 提案書提出期限後の提案書等の修正又は変更は、一切認めない。ただし、本市が提案書の内容について修正点を指摘し、修正する場合はこの限りでない。
- (8) 提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがある。
  - ① 提出日、提出先、提出方法に合致しない場合
  - ② 本実施要項の作成方法等に合致しない場合
  - ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
  - ④ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
  - ⑤ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (9) 提出書類に記載した業務責任者及び副責任者等は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き、変更することができない。

## 9 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に必要な費用は、事業者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの参加に当たり、事業者に生じた損害等について、本市は、一切その責を負わない。
- (3) 本プロポーザル参加者は、本業務により知り得た個人情報及び資料その他守秘すべき情報を他に漏らしてはならない。また、業務終了後、保管している情報等については、速やかにシュレッダー等で破棄し、電子データは完全に消去すること。
- (4) 公正なプロポーザルが確保できないと判断した場合は、中止することがある。
- (5) 見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含まない金額（税抜き）とする。
- (6) プロポーザル審査結果に基づき、市は最優秀候補者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。ただし、最優秀候補者と契約する予定であるが、事情により契約を締結できないときは、優秀候補者と契約する場合がある。
- (7) 提案者の失格



次のいずれかに事業者が該当する場合は、失格とする。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ② 提出書類に故意による虚偽の記載があった場合
- ③ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ④ 2次審査に欠席した場合
- ⑤ 見積書の見積額（税抜き）が業務費総額を超えている場合
- ⑥ 提案に当たり、著しく信義に反する行為があった、又はあったと認められる場合
- ⑦ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑧ 応募に必要な条件を満たしていない者の場合
- (8) 企画提案書及び見積書に示された内容について最優秀候補者と協議、確認し、契約候補者とする。なお、協議の結果、最優秀候補者が契約候補者として無効になった場合は、優秀候補者と協議を行い、契約候補者を決定する。
- (9) 前号で決定した仕様、価格により、契約候補者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による委託契約を締結する。

(様式 1)

## 参加表明書

淡路市夕陽が丘クリーンセンターごみ焼却運転等管理業務実施要項に基づく参加資格を満たしており、指定の書類を添え、本プロポーザルに参加することを表明します。

なお、本提出書類及び今後提出する書類の記入内容に虚偽がないことを宣誓します。

令和 年 月 日

淡路市長 門 康彦 様

提出者 所在地 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者（役職名・氏名） \_\_\_\_\_ ⑩

連絡先 担当者所属 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

F A X 番号 \_\_\_\_\_

電子メールアドレス \_\_\_\_\_

(様式2)

## 会社概要書

事業者名		
代表者名		
本社所在地	〒	
担当部署所在地	〒	
担当部署名		
責任者（氏名）		
担当者（氏名）		
連絡先	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	
会社設立年月日	年 月 日	
資本金	円	
前年度売上額	円（ 年度）	
業務内容		

※ 会社概要等のパンフレット及び登記事項証明書等、実施要項に記載の書類を添付してください。

(様式 3)

## 同種業務実績書

### 【1 件目】

○業務名称
○発注者
○施設概要
○委託期間          年    月～ (          年    月まで ・ 現在に至る)
○配慮事項・工夫点

### 【2 件目】

○業務名称
○発注者
○施設概要
○委託期間          年    月～ (          年    月まで ・ 現在に至る)
○配慮事項・工夫点

※本施設の処理能力 80 t / 日以上の実績を記載してください。

※実績を証する書類（契約書の写し等）を添付してください。

※3 件以上となる場合は、本様式を適宜複写してご利用ください。

(様式4)

## 関連業務実施体制調書

業 務 名	責 任 者	実施事業者（下請等）	作業人員（予定）	実施事業者（下請等）の実績
炉内及び施設設備清掃 （年6回）				発注者（自治体名等） 業務名称
年次総合点検				発注者（自治体名等） 業務名称
クレーン年次点検				発注者（自治体名等） 業務名称
電気設備法令点検				発注者（自治体名等） 業務名称

※ 記入欄が不足するときは、別紙で作成してください。

※ 事業実施者（下請等）の実績を証する書類（契約書の写し等）を添付してください。

(様式5)

## 業務実施体制調書(1班)

事業者名 \_\_\_\_\_

				業務経歴書(主な焼却施設)	
役割	氏名・所属・役職	ごみ焼却施設実務経験年数 資格取得状況	担当する業務内容	発注者	業務名称
業務責任者	氏名 (才) 所属 役職	実務経験年数 年 資格取得状況			
副責任者	氏名 (才) 所属 役職	実務経験年数 年 資格取得状況			
運転監視 整備員	氏名 (才) 所属 役職	実務経験年数 年 資格取得状況			
運転監視 整備員	氏名 (才) 所属 役職	実務経験年数 年 資格取得状況			

※ 配置する従事者及び従事者が取得している本業務に有益な全ての資格について記載すること。

※ 記入欄が不足するときは、別紙で作成してください。

(様式5)

## 業務実施体制調書(2班)

事業者名 \_\_\_\_\_

				業務経歴書(主な焼却施設)	
役割	氏名・所属・役職	ごみ焼却施設実務経験年数 資格取得状況	担当する業務内容	発注者	業務名称
業務責任者	氏名 ( 才) 所属 役職	実務経験年数 年 資格取得状況			
副責任者	氏名 ( 才) 所属 役職	実務経験年数 年 資格取得状況			
運転監視 整備員	氏名 ( 才) 所属 役職	実務経験年数 年 資格取得状況			
運転監視 整備員	氏名 ( 才) 所属 役職	実務経験年数 年 資格取得状況			

※ 配置する従事者及び従事者が取得している本業務に有益な全ての資格取得について記載し、資格を証するものの写しを添付してください。

※ 記入欄が不足するときは、別紙で作成してください。

(様式6)

## 見積書

委託業務名 淡路市夕陽が丘クリーンセンターごみ焼却運転等管理業務

履行場所 淡路市 野島常盤 地内 夕陽が丘クリーンセンター

金額 (全体額)

¥ \_\_\_\_\_ (税抜き)  
※消費税及び地方消費税を含まない金額とします。

上記の業務について、淡路市契約規則、契約条項その他関係書類等熟知の上、上記の金額をもって、見積りします。

令和 年 月 日

淡路市長 門 康彦 様

所在地 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者 (役職名・氏名) \_\_\_\_\_ (印)



(様式7)

令和 年 月 日

淡路市夕陽が丘クリーンセンター

ごみ焼却運転等管理業務に関する質問書

事業者名	
担当部署・担当者	
電話番号	
ファックス番号	
電子メールアドレス	
質問事項	
質問内容	

【注意点】

質問事項別に1問ずつ提出してください。